

議員提出議案第7号

「キャッシュレス限定バス」に係る意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和 6 年 9 月 2 6 日 提 出

提出者	琴浦町議会議員	小 椋 憲 浩
賛成者	同	桑 本 賢 治
	同	桑 本 始
	同	手 嶋 正 巳
	同	小 椋 正 和
	同	田 中 肇
	同	谷 田 順 子

令和 6 年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

「キャッシュレス限定バス」に係る意見書

報道によれば、国土交通省は7月にも路線バスの運行規定「標準運送約款」を見直し、運賃の支払い方法をＩＣカードなど電子決済のみとする「キャッシュレス限定バス」を解禁する方針とのことである。

背景に、事業者の経費削減や運転手の業務負担低減の目的があるようだが、現金しか使えない人への配慮が欠けており、とりわけ、日常の移動の手段としてバスを多く利用し、高齢化率の高い中山間地などで、大きな影響が出る可能性がある。

道路運送法第13条は、運送の拒絶について定めている。

- ① 申し込みが運送約款によらないとき。
- ② 当該運送に適する設備がないとき。
- ③ 当該運送に関し申込者から特別の負担を求められたとき。
- ④ 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。
- ⑤ 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

これらを受け、「一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款」（第4条）が定められているが、具体的な文言がなく、キャッシュレスに限定すると、現金しか使えない客が乗車できなくなり、事業者には道路運送法の「乗車拒否」にあたらないかという懸念があった。そこで、約款そのものを変えてしまうというのである。

たしかに、キャッシュレス限定になれば、運賃箱の維持更新の費用や現金管理の手間はなくなるだろう。しかし、たまたま電子マネー（たとえば、ＩＣＯＣＡやＳＵＩＣＡ等）を持ち歩いていない層もいるかもしれない。残高不足のケースもあるかもしれない。

国交省がまとめた全国の主要事業者の収支状況によると、令和4年度の赤字額は917億円となり、228事業者の85%にあたる194事業者が赤字だったそう。こうした支援策、路線維持の方策は別途検討されるべきであって、その解決策を、キャッシュレス限定に頼るのは、キャッシュレス弱者というべき高齢者や、たまたまキャッシュレスを持ち歩いていない人に対する配慮が欠落している。

たとえば、数パーセント程度の割引やポイント制度で、キャッシュレスを推進するのは方法だろう。しかし、法貨として強制通用力を有する貨幣を使えなくして、コスト削減の負担を一般消費者に強いるべきではない。

キャッシュレス推進をするにしても、現金での支払い拒絶をせず、受け入れることを義務化すべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書の提出をする。

令和6年9月26日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

【送付先】

内閣総理大臣

国土交通大臣

衆議院議長

参議院議長